

目 次

○第1号（5月8日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会・開議	4
町長挨拶	4
諸般の報告	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定	5
日程第 3 報告第 2号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について	5
日程第 4 報告第 3号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告	6
日程第 5 承認第 1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて	11
日程第 6 承認第 2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて	14
日程第 7 承認第 3号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて	16
日程第 8 議案第45号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例	20
日程第 9 議案第46号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例	22
日程第10 議案第47号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例	24
日程第11 議案第48号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）	26
日程の追加	28
追加日程第1 委員会議案審査報告（予算決算特別委員会委員長報告）	28
追加日程第2 議案第48号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）	29
日程第12 議案第49号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	29
日程第13 同意第 2号 吉岡町固定資産評価員の選任について	31

町長挨拶	3 2
閉 会	3 3

令和2年第2回吉岡町議会臨時会会議録第1号

令和2年5月8日（金曜日）

議事日程 第1号

令和2年5月8日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 2号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について
(報告・質疑)
- 日程第 4 報告第 3号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告
(報告・質疑)
- 日程第 5 承認第 1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求め
ることについて
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 6 承認第 2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告
と承認を求めることについて
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 7 承認第 3号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分の報告と
承認を求めることについて
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 8 議案第45号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 9 議案第46号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第10 議案第47号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第11 議案第48号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）
(提案・質疑・付託)
- 日程第12 議案第49号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第13 同意第 2号 吉岡町固定資産評価員の選任について
(提案・質疑・討論・表決)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 2 号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について
(報告・質疑)
- 日程第 4 報告第 3 号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告
(報告・質疑)
- 日程第 5 承認第 1 号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求め
ることについて
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 6 承認第 2 号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告
と承認を求めることについて
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 7 承認第 3 号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算(第1号)に係る専決処分の報告と
承認を求めることについて
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 8 議案第45号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 9 議案第46号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第10 議案第47号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第11 議案第48号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算(第2号)
(提案・質疑・付託)
- 追加日程第1 委員会議案審査報告(予算決算特別委員会委員長報告)
(委員長報告に対する質疑)
- 追加日程第2 議案第48号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算(第2号)
(討論・表決)
- 日程第12 議案第49号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第13 同意第2号 吉岡町固定資産評価員の選任について
(提案・質疑・討論・表決)

出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	岩崎 信 幸 君
12番	平形 薫 君	13番	小池 春 雄 君
14番	山畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	寺島 悦 子 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹 沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 田 中 美 帆

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（山畑祐男君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、令和2年第2回吉岡町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、コロナの事情がありまして、マスクを着用しての発言をお許し、またご理解願いたいと思います。

町長挨拶

議長（山畑祐男君） 町長より発言の申入れがありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

新緑の芽吹きがまばゆく、初夏を思わせる穏やかな今日を迎えたわけでございますけれども、令和2年第2回吉岡町議会臨時会の開会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

本日、臨時会が議員各位出席の下開会できますことに心から感謝を申し上げます。

最初に、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々のご冥福とご遺族の皆様にご挨拶を申し上げます。また、現在感染され、闘病中の皆様にご挨拶を申し上げます。

さて、皆さんご存じのとおり、猛威を振るう新型コロナウイルスの蔓延防止のため、国民挙げて外出を控えたゴールデンウィークが明けて間もない状況でございます。3月定例会での新型コロナウイルス対策の補正予算を急遽議決いただきましたが、状況の悪化により、令和2年度が始まり、まだ1か月が経過したばかりであります。急を要する施策対応に備えるための議案を中心に11議案を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

諸般の報告

議長（山畑祐男君） これより諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりです。それをもって諸般の報告といたします。

これから議事日程（第1号）により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（山畑祐男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において5番富岡大志議員、6番金谷康弘議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（山畑祐男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定します。

なお、会期日程は配付の表のとおりでございます。

日程第3 報告第2号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議長（山畑祐男君） 日程第3、報告第2号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題といたします。

柴崎町長より報告を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 報告第2号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について。

本事案は、庁舎管理に起因する事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分のとおり専決処分としたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

詳細につきましては企画財政課長より説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） それでは、補足説明をさせていただきます。

本事案は、別紙の専決処分書のとおり、損害賠償の額15万3,632円、損害賠償の相手方は、住所、氏名とも、記載のとおりでございます。

事故の状況であります、令和2年1月27日午後2時30分頃、吉岡町役場庁舎西側の駐車場で、駐車場内の樹木の枯れ枝が駐車中の被害車両の屋根に落下し、破損させたものであります。

原因といたしましては、樹木の枯れ枝の管理不足による部分もあり、駐車車両に損害を与えてしまったものです。

この度、町と損害賠償の相手方との当事者間での示談が成立し、和解となりましたので、報告するものであります。

示談の内容につきましては、町が損害賠償の相手方に15万3,632円を支払う義務があることを認め、これを相手方が指定する口座に支払い、当事者間には一切の債権、債務関係がないことを確認いたしました。

なお、損害賠償の金額15万3,632円は、町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険から支払われています。

以上、補足説明とさせていただきます。

議 長（山畑祐男君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第4 報告第3号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告

議 長（山畑祐男君） 日程第4、報告第3号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告を議題といたします。

柴崎町長より報告を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 報告第3号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告ですが、地方自治法第243条の3第2項の規定により、吉岡町土地開発公社の令和元年度の事業並びに決算概要、令和2年度の予算、事業及び資金に関する計画について議会に報告するものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、報告書の内容について説明をさせていただきます。

説明につきましては、公社から提出されました令和元年度決算書、令和2年度予算、事業計画、資金計画により説明をさせていただきます。

まず、令和元年度の事業概要ですが、決算書の2ページをご覧ください。

事業報告書からの説明とさせていただきます。

事業概要の総括事項といたしまして、本年度における吉岡町土地開発公社の事業としては、公有地取得事業の用地取得及び用地売却はございませんでした。

経営状況ですが、本年度決算は、収益的収支において、収入5,021円、支出199万280円となりまして、差引き198万5,259円の損失を計上し、繰越準備金は1,839万3,731円となり、資本的収支につきましては、収入ゼロ、支出ゼロとなり、差引きゼロ円となりました。

続きまして、4ページをご覧ください。まず、収益的収支について説明させていただきます。全て決算額のみを読み上げとさせていただきます。

事業収益はゼロ円となっております。事業外収益については5,021円で、内訳といたしましては、第1項受取利息が5,021円、第2項雑収益がゼロ円となり、収益的収入の合計は5,021円となります。

続きまして、5ページをご覧ください。収益的支出についてですが、1の事業原価については執行がございませんでした。

2の販売費及び一般管理費は199万280円となっております、事務経費となっております。

3の事業外費用、4の特別損失、5の予備費については執行がございませんでしたので、支出の合計は199万280円となります。

続きまして、6ページをご覧ください。資本的収支についてですが、こちらも収入、支出ともにゼロ円となっております。

続いて、7ページをご覧ください。損益計算書についてのご説明となります。

3番の販売費及び一般管理費は199万280円で、先ほどご説明申し上げました事業総利益から販売費及び一般管理費の合計を差し引きますとマイナスとなりますので、事業損失が199万280円となります。

4の事業外収益については、(1)受取利息が5,021円のみで、事業外収益は5,021円となります。

5の事業外費用についてはゼロ円となります。

事業損失に事業外収益を加算、そこから事業外費用を差し引きまして、経常損失が198万5,259円となります。

特別利益、特別損失、予備費についてはございませんので、当期純損失及び当期損失は198万5,259円となります。

続いて、8ページをご覧ください。貸借対照表についてのご説明です。

最初に資産の部ですが、1、流動資産は、現金及び預金が2,053万5,898円のみとなりまして、合計も2,053万5,898円となります。

現金及び預金の内訳ですが、明細が別に11ページにございますので、11ページをご覧ください。

普通預金が群馬銀行吉岡支店で53万4,898円、北群渋川農業協同組合吉岡支所が1,000円、定期預金が北群渋川農業協同組合吉岡支所で2,000万円となっております。

先ほどの8ページのほうにお戻りください。公有用地は、現在保有してございません。

2の固定資産はマイクロバス2台分で、残存分が285万7,833円です。これによりまして、資産の部の計は2,339万3,731円となっております。

続いて負債の部ですが、ゼロ円となっております。

続いて資本の部ですけれども、1の資本金の(1)基本財産が500万円でございます。こちらは、設立団体である町からの出資金となっております。

2の準備金については、(1)前年度繰越準備金が2,037万8,990円、(2)当期純損失が198万5,259円で、計1,839万3,731円となります。これによりまして、資本の部の合計は2,339万3,731円となります。

負債資本の合計は、負債の部がゼロ円、資本の部が2,339万3,731円となりまして、資産の部の合計と一致する形となっております。

決算書の説明は以上となります。

続きまして、ページをはぐっていただきまして、令和2年度の予算、事業計画、資金計画についての説明をさせていただきます。こちら、ページをはぐっていただきまして、2ページをご覧ください。

2ページの第2条ですけれども、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収益的収入は6,000円、収益的支出は231万1,000円で、差引き230万5,000円の損失が見込まれております。

次に第3条ですが、資本的収入及び支出の予定額を定めておりますが、令和元年度の予定では事業を予定しておりませんので、基本的にはゼロ円となっております。

3ページをご覧ください。第4条の長期借入金の限度額及び第5条の一時借入金の最高額については、借入れの予定はございませんので、ゼロ円となっております。

続いて、4ページをご覧ください。上段が事業計画、下段が資金計画となっております。

上段の事業計画については予定がございませんので、全てゼロ円となっております。

下段の資金計画につきましては、受入資金は受取利息の6,000円、前年度繰越金が2,033万1,000円で、受入資金の合計は2,033万7,000円となっております。支払資金は、販売費及び一般管理費のうちマイクロバスの減価償却費を除いた71万円と予備費の10万円で、支払資金の本年度の予定額は81万円となりまして、受入資金から支払資金を引いた額が1,952万7,000円となります。

なお、計画中の前年度決算見込額の差引き及び本年度予定額の前年度繰越金につきましては、決算前の見込額で作成しておりますので、先ほど説明申し上げました令和元年度決算書に記載された額とは異なりますので、あらかじめご了解をいただきますようお願い申し上げます。

なお、予算の説明については割愛をさせていただきます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 貸借対照表とか、いろいろ書いてあるんですけども、固定資産の中の車両、運搬具のところで、減価償却費の累計額が1,181万6,697円で、残価が285万7,833円と書いてあって、内訳を見ますと、日野のリエッセを2台、4160ccと4000ccの車両2台を所有しているということなんですけれども、この土地開発公社としての運営といいますか、管理、運営の方法についての実績について説明をいただきたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、総務課長より説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） こちらの車両の土地開発公社としての活用状況につきましては、町との共有ということで、町の管理の中での貸出しをお願いしているところでございまして、現在、手元に資料等を持ち合わせてございません。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） この車両を2台持っていて、今お尋ねしたんですけども、実際の運営は開発公社で行っていない、役場のどこかの課でやっていると。それから、使用も所有者の土地開発公社から見れば、貸し出しして行っているという実態なのではないかなと思っています。

そこで、残価が、簿価285万7,833円ありまして、本年度150万1,000円の償却を行いまして、予定残価が135万4,000円となるという予算書になっておるわけなんですけれども、実体がない車を管理もしていないし、貸出しのみでほとんどやっ

ているということですので、一体何で土地開発公社でこの固定資産を持っている必要があるのかと。うがった目からすると、土地開発公社の中でいろいろ持っている財産とかの中にこういう実体のない固定資産が計上されていると、資産があるということは、会計上よろしくないのではないかなと思うんですね。ですから、これを例えば役場に売り払うとか、あるいは譲渡するとかという格好で、管理も実体もそのところで責任を持ってやっているんだというふうなところに固定資産を移動してやるべきじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 総務課長から答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 会計上の財産管理についてのご意見をいただいたということで、役員会等におつなぎさせていただきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） ちょっと分からないので教えていただきたいんですけども、土地開発公社予算説明書の支出の部で一般管理費の人件費、役員報酬で8,800掛ける2人と、あと給料で18万2,200円を2か月分払っていると。名簿でいくととっちゃ失礼なんですけれども、どのような方に支払っているか、教えていただけるとありがたいんですけども、お願いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 総務課長から説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 先ほどの説明を省略した部分の3ページでよろしいですね。こちらの役員報酬につきましては、基本的に町の職員以外の方で役員に当たっている方に出させていただいた場合にお支払いするものを見込んでおります。それと、給料につきましては、役場の職員が併任で行っているんですけども、全員について支払うという形ではなくて、初任給程度の俸給を2か月程度見込むということを慣例的に行っているところでございます。

以上です。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第5 承認第1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議 長（山畑祐男君） 日程第5、承認第1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 承認第1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたため、吉岡町税条例等の一部を速やかに改正する必要が生じました。特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日をもって専決処分とさせていただきます。このため、同条第3項の規定により報告し、ご承認を求めらるるものでございます。

なお、詳細につきましては税務会計課長に説明をさせますので、ご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、承認第1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、令和2年度の税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたため、吉岡町税条例等の一部を速やかに改正する必要が生じたものでございます。

今回の改正の主なものは、次の2点の改正となります。

1点目は、固定資産税における使用者を所有者とみなす制度の拡大に伴う改正及び規定の整備でございます。

2点目は、固定資産税における現に所有している者の申告の制度化に伴う改正及び規定の整備でございます。

それでは、具体的な改正点を新旧対照表で説明をさせていただきます。A4、22ページまである「吉岡町税条例新旧対照表 第1条による改正」をご覧ください。右側の旧が

改正前、左側の新が改正後で、下線の部分が改正箇所でございます。

1 ページをご覧ください。第36条の3の2は、地方税法、個人の町民税の給与所得者の扶養親族等の申告書の改正に伴う改正によるもので、給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨記載を不要とする等、所要の措置を講ずるものでございます。

第36条の3の3第1項は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の改正に伴う改正によるもので、公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とする等、所要の措置を講ずるものでございます。

2 ページの中段をご覧ください。第48条第2項は、租税特別措置法、法人税の外国子会社合算税制の拡充の改正に伴う条文中の項ずれを反映する規定の整備でございます。

2 ページ下段から6 ページまでをご覧ください。第54条は、地方税法、固定資産税の納税義務者等の改正に伴う改正によるもので、第4号、第5号の新設及び規定の整備でございます。今回、主な改正1点目の固定資産税の使用者を所有者とみなす制度の拡大に伴うものでございます。

6 ページ下段をご覧ください。第61条第9項、第10項は、地方税法、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の改正に伴う改正及び規定の整備でございます。

7 ページの中段をご覧ください。第61条の2は、地方税法、変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例の改正に伴う改正によるもので、第1項の削除に伴う条文中の項ずれを反映する規定の整備でございます。

次の第74条の3は、地方税法、固定資産税についての新設に伴う新設でございます。

主な改正の2点目の固定資産税の現に所有している者の申告の制度化に伴うものでございます。

8 ページをご覧ください。第75条は、地方税法、固定資産税の虚偽の申告等に関する罪についての改正に伴う改正でございます。

次に、第96条第2項は、地方税法、たばこ税の課税免除手続の簡素化の改正に伴う新設及び条文中の項ずれを反映する規定の整備でございます。

9 ページをご覧ください。第98条第1項は、吉岡町税条例第96条の改正による条文中の項ずれを反映する規定の整備でございます。

10 ページをご覧ください。第131条第6項は、吉岡町税条例第54条の改正による条文中の項ずれに反映した規定の整備でございます。

次に、附則でございます。附則第6条及び附則第7条の3の2第1項は、改元に伴う改正でございます。

11 ページをご覧ください。附則第8条第1項は、地方税法附則、町民税の肉用牛売却所得の課税の特例の改正に伴う改正で、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の

適用期限を3年延長するものでございます。

12ページをご覧ください。附則第10条は、読替え後の規定には既に法という引用がされていることから、附則の前の法を削るものです。次の附則第10条の2第2項以降は、地方税法、附則、固定資産税等の課税標準の特例の改正に伴う改正及び改元に伴う改正でございます。

15ページから20ページまでをご覧ください。附則第11条、第11条の2、第12条、第13条及び第15条は、改元に伴う改正でございます。

20ページ下段の附則第17条の2は、地方税法、附則、町民税の長期譲渡所得の課税の特例の改正に伴う改正で、優良住宅地の造成等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年に延長するものでございます。

21ページ下段をご覧ください。附則第22条第2項及び第23条第1項は、改元に伴う改正でございます。

次に、第2条による吉岡町税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表をご覧ください。第3条中第24項第1項第2号の改正規定の削除でございます。

附則第1条第1項第3号は、改正規定の削除でございます。同条同項第4号は、「前号の規定に掲げる改正規定を除く」の削除でございます。第4条は、改正規定の削除でございます。

以上で吉岡町税条例新旧対照表の説明を終わります。

続いて、A4縦の議案書6ページの附則をご覧ください。

第1条は施行期日となり、令和2年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、町民税に関する経過措置でございます。

第3条は、固定資産税に関する経過措置でございます。

以上で、町長の補足説明といたします。どうぞよろしく願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第1号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

承認第1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6 承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議 長（山畑祐男君） 日程第6、承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、施行期日が令和2年4月1日であることから、本条例の一部を速やかに改正する必要性が生じたため、専決処分をし、その報告と承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては住民課長をして説明させますので、ご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） それでは、補足説明をさせていただきます。

今回の改正の内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円から63万円、介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に引き上げ、高所得者に負担を求めるものです。このことにより、基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分を合わせた国民健康保険税全体の課税限度額は96万円から99万円になります。また、軽減措置の5割軽減及び2割軽減の対象世帯を拡大し、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得者層の保険税負担の減額

を図るものです。

それでは、吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明をさせていただきますので、新旧対照表の1ページをご覧ください。右側の列が旧で改正前、左側の列が新で改正後となりますので、よろしくお願いたします。

旧の第2条第2項中、下線、61万円及び第23条第1項中の下線、61万円をそれぞれ63万円に改めるものです。

また、旧の第2条第4項中、下線、16万円及び第23条第1項中の下線、16万円をそれぞれ17万円に改めるものです。

次に2ページ、旧の第23条第2号中の下線、28万円を28万5,000円に改め、5割軽減の基準を5,000円拡大するものです。

旧の同項第3号中の下線、51万円を52万円に改め、2割軽減の基準を1万円拡大するものです。

議案書の2ページをご覧ください。

附則とし、1、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2、この条例による改正後の吉岡町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるです。

以上、補足説明とさせていただきます。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第2号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、承認第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7 承認第3号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議 長（山畑祐男君） 日程第7、承認第3号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 承認第3号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

今回の専決処分は、令和2年4月30日、国において新型コロナウイルス対策関連の補正予算が成立したことに伴い、早急に町民及び子育て世帯への生活支援を行うための予算措置が必要となったため、4月30日付をもって予算の専決をさせていただいたものでございます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22億3,580万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億4,380万2,000円とするものであります。

詳細につきましては企画財政課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 今回の予算は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等の関連予算の成立に伴い、特別定額給付金事業及び子育て世帯への臨時特別給付金事業を実施するに当たり、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分書のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものとなります。

それでは、予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正額につきましては、ただいま町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございます。

2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとなり、次のページ、2ページから

6ページにかけての第1表歳入歳出予算補正となりますが、詳細につきましては事項別明細書により説明をさせていただきます。

本予算の概要といたしましては、住民1人当たり一律10万円を給付する特別定額給付金事業と、児童手当を受給する世帯に対し児童1人当たり1万円を上乗せして支給する子育て世帯への臨時特別給付金事業の2つの事業につきまして補正をするものでございます。

それでは、10ページをご覧ください。

まずは歳入についてですが、15款国庫支出金2項国庫補助金1目1節総務費国庫補助金は特別定額給付金分となります。事務費補助金は、国から示された算出基準により2,465万6,000円となります。その下、給付金は2万1,750人分で21億7,500万円となり、全額が国庫補助となります。2目3節児童福祉費国庫補助金は、子育て世帯への臨時特別給付金分です。事務費補助金は267万6,000円、その下、給付金は3,347人分で3,347万円となり、どちらも全額が国庫補助となります。

続きまして、11ページをご覧ください。

歳出ですが、2款1項6目の企画費は特別定額給付金事業に要する経費となり、主なものは、1節、会計年度任用職員の報酬で585万2,000円、11節の役務費では郵便料や振込手数料などに総額546万円、12節委託料ではシステム改修委託などに総額699万8,000円を計上しております。12ページをご覧ください。18節負担金、補助及び交付金では、給付金2万1,750人分として21億7,500万円を計上しております。

その下、3款2項2目児童手当費は、子育て世帯への臨時特別給付金事業に要する経費となり、主な事務費は、特別定額給付金と同様に郵便料や口座振替手数料、システム改修となります。19節扶助費では、児童手当3,347人分として3,347万円を計上しております。

13ページから最終15ページは給与費明細書となります。

そのほか、別紙参考資料といたしまして、A4判8ページの説明資料を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 特別定額給付金2億1,750万、2万1,750人分というお話ですが、対象となるのは令和2年4月27日現在ということですか。この日の人数は何人でしょう

か。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） その件に関しましては、企画財政課長より説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 4月27日現在の人口ですが、2万1,731人となっております。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） この申請書の発送はいつ予定していますか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 企画財政課長から答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 今のところ、予定では、郵送の申請によりますが、申請書の発送は5月下旬と考えております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 榛東村とか前橋市は5月中旬の発送というふうにホームページには載っております。吉岡町は5月下旬じゃなくて、もう少し早くはならないのでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 企画財政課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 申請書の発送につきましては、システム開発業者を含む多くの業者が関係しておりまして、新型コロナウイルスの影響で休業や分業業務を行っている事業者がいる中、自治体と同じタイミングで発注をかけているものでございます。どうしてもそれにより対応や納期に遅れが生じてしまっております。ただ、町といたしましても、正確には正確を期した上で対応したいと考えておりますので、システム会社からの納入待ちということと今のところの予定では5月下旬となっております。とはいえ、一日も早い申請書の郵送や給付開始に向け、システム業者並びに指定金融機関である群馬銀行にも働きかけ

ていく考えでございます。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） オンライン申請は5月4日から受付していると思いますが、何件受付が来ておりますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 企画財政課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 本日5月8日の午前9時現在で85件の申請をいただいております。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 特別定額給付金の人数、2万1,750というのが人口というのは分かりやすいんですけども、児童手当3,347人分、この3,347人というのはどのような数を基準に算出されているのでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 健康子育て課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） こちらの給付につきましては、3月31日現在ということになっておりますので、3月31日現在の人数ということになっております。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 日付ではなくて、どういった年齢とか、園児なのか児童なのか未就学児なのか、その辺の合計なのかというのを、どこが何人かというのがもし分かれば教えてください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 健康子育て課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） こちらにつきましては、年代別の人数は今持ち合わせていないんですが、3歳未満、基本的には中学生以下というふうにご承知していただければと思います。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第3号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

承認第3号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、承認第3号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩を取りたいと思います。10時35分に再開します。休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時35分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

日程第8 議案第45号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第8、議案第45号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第45号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、町に対する諸申請の郵送料

を必要に応じて町で負担できるようにすること及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては総務課長より説明させていただきますので、ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、町に対する諸申請の郵送料を必要に応じて町で負担することを可能とするための改正と、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、個人番号通知カードが廃止されることとなりましたので、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正点を新旧対照表で説明をさせていただきます。ページをはぐっていただきまして、左上に吉岡町手数料条例新旧対照表と書かれております対照表をご覧ください。左側が新しいもので新と書いてありまして、改正案です。右側が現行の条例となっております。

まず、第5条の改正ですが、第5条は、郵送により書類の返送を求める者に対しまして郵送料を負担していただくという規定ですが、この第5条に新たに第2項を設けまして、必要に応じて郵送料を免除することができることといたしまして、郵送による手続を勧奨することによりまして新型コロナウイルス感染症拡大の防止を図るものでございます。

続きまして、この下の欄にあります別表の改正です。こちらは、一部改正法の施行によりまして個人番号通知カードが廃止されることに伴いまして、別表に規定されております個人番号通知カードの再交付に係る手数料を定めている規定を削除するものでございます。

最後に議案書のほうに戻っていただきまして、附則でございます。

1 ページ目の附則でございますが、郵送料の免除に関する規定は公布の日から施行することといたします。個人番号通知カードの再交付に係る手数料を廃止する規定についてですが、こちらは政令に委任されている一部改正法の施行期日が現在決定していないことから、法の施行日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとさせていただきます。なお、一部改正法の施行日は、一部改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲で政令で定める日とされておりますので、昨年5月31日から公布されておりますので、令和2年5月31日までは個人番号通知カードの再交付に係る手数料の規定

が廃止されることとなります。それに伴いまして今回の改正を行うものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第45号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第46号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第9、議案第46号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第46号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、国民健康保険被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者または感染が疑われる者に対する傷病手当金の支給等に関する規定の整備を行うため、所要の改正を行うものです。

なお、詳細につきましては住民課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） では、補足説明をさせていただきます。

今回の改正内容につきましては、国民健康保険の被保険者で新型コロナウイルス感染症の感染等により労務に服することができなかった期間で労務に服することを予定していた日について、給与等の全部または一部について支給されなかった場合に傷病手当金を支給するための改正になります。

議案書の1ページをご覧ください。附則に次の6項を加える改正になります。

第3項は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について規定するものです。当該感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり、当該感染症が疑われる場合に、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、労務に服することを予定していた日に対し、傷病手当金を支給する規定です。

第4項は、傷病手当金の額についての規定です。直近の継続した3か月の給与等の収入を基に1日の額を出し、その3分の2に相当する額になります。ただし、限度額がありません。

第5項は、傷病手当金の支給期間になります。支給を始めた日から起算して1年6か月を超えない期間になります。

第6項は、傷病手当金と給与等の調整の規定です。給与等の全部または一部を支給される場合の支給額について規定するものです。

第7項は、当該感染症に感染した場合に、受け取るはずだった給与等を受け取れなかった場合の傷病手当金の支給規定です。

第8項は、第7項で町が支給した額について、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する規定になります。

附則になりますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の吉岡町国民健康保険条例附則第3項から第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するです。

補足説明は以上です。よろしくお願いたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は、吉岡町議会会議規則第

37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決めます。これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。これより起立によって採決を行います。

議案第46号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第47号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第10、議案第47号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第47号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の実施に伴い、改めるものであります。

なお、詳細につきましては介護福祉課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 寺島介護福祉課長。

〔介護福祉課長 寺島悦子君発言〕

介護福祉課長（寺島悦子君） 今回の改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の実施に伴い、本条例の改正を行うものであります。

本条例は、減免対象期間中に既に徴収した介護保険料がある場合について、徴収前に減免の申請ができなかったやむを得ない理由があると認められる場合、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者などに対し、遡って減免を行えるよう、所要の改正を行うものです。

それでは、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをご覧ください。右側の列が旧で現行、左側の列が新で改正案でございます。

附則に第7条として、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免に関する1条を加えるものです。

保険料の減免の要件としましては、新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、または重篤な傷病を負ったこと、新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、事業収入等のいずれかの減少額が前年度の当該事業収入の額の10分の3以上であり、かつ減少することが見込まれる事業収入に係る所得以外の前年度の所得の合計が400万円以下であることとなります。

議案書の1ページ、最下段の附則をご覧ください。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の吉岡町介護保険条例附則第7条の規定は、令和2年2月1日から適用させていただくものです。

以上、よろしく願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第47号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 4 8 号 令和 2 年度吉岡町一般会計補正予算（第 2 号）

議長（山畑祐男君） 日程第 1 1、議案第 4 8 号 令和 2 年度吉岡町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第 4 8 号 令和 2 年度吉岡町一般会計補正予算（第 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 4 6 3 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 8 億 6, 8 4 4 万円とするものであります。

今回の補正は、先ほど承認第 3 号でご承認いただいた特別定額給付金事業と子育て世帯への臨時特別給付金事業以外の新型コロナウイルス対策における補正予算となりますが、町独自の施策として現状可能な限りでのきめ細かな生活支援措置等を行うため、計上させていただきました。

詳細につきましては企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） それでは、議案第 4 8 号 令和 2 年度吉岡町一般会計補正予算（第 2 号）、1 ページをご覧ください。

第 1 条第 1 項の歳入歳出予算の補正額につきましては、ただいま町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございます。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるということで、内容につきましては事項別明細書で説明させていただきます。

それでは、1 0 ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、1 9 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目 1 節財政調整基金繰入金 は 2, 2 6 9 万 9, 0 0 0 円の増です。

次に、2 1 款諸収入 5 項 3 目 1 節の雑入で、学校臨時休業対策費補助金 1 9 3 万 9, 0 0 0 円です。こちらは、学校の臨時休業期間の発注済み食材に対するキャンセル料等に対し、全国学校給食連合会を通して交付される補助金となります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。1 1 ページをご覧ください。

2 款総務費 1 項総務管理費 3 目電子計算費 1 3 節使用料及び賃借料のハードウェアリー

ス料で161万7,000円です。こちらは、テレワークに対応した環境整備を実施するためのものがございます。

その下、3款民生費1項社会福祉費4目老人福祉費19節扶助費で高齢弱者対策費の90万3,000円は、配食サービス事業や移送サービス事業の利用者負担金を町が負担する経費となります。次に、3款民生費2項児童福祉費5目学童保育事業費12節委託料で、学童クラブ指定管理料608万9,000円の増です。町立小学校の臨時休校延長に伴う学童クラブ開所に係る追加経費分となります。

12ページ上段をご覧ください。4款衛生費1項保健衛生費2目予防費10節需用費の医薬剤166万9,000円の増です。新型コロナウイルスの影響長期化及び実際に町内において感染者が発生した場合に対応するため、マスクや防護服、消毒液などを購入する費用です。その下、12節委託料の医療廃棄物処理委託料55万円の増は、感染者が発生した際に使用した防護服などを廃棄処理するための経費となります。

7款1項商工費1目商工総務費18節負担金、補助及び交付金で、緊急対策経営支援助成金600万円です。新型コロナウイルスの影響で売上高が減少した町内飲食店に対し、1件当たり10万円を助成するものがございます。

次に、9款1項消防費4目災害対策費17節備品購入費の緊急避難所用間仕切りユニットで202万4,000円です。災害発生時、新型コロナウイルスの感染防止のため、避難所に簡易的な間仕切りを設置する経費となります。

13ページ上段、10款教育費1項教育総務費3目事務局費19節扶助費で、臨時就学援助事業（昼食代支給）の186万円です。こちらは、要保護、準要保護の認定者に対し、学校が休業となった日数分の昼食援助費を支給し、生活支援を行うものです。

最後、6項1目給食センター費21節補償、補填及び賠償金の給食食材等キャンセル料261万円は、小中学校の休業に伴い、学校給食が停止となったことで生じた3月発注分に係る業者の損害を補填するものです。

ここまでが歳入歳出の主な補正内容となります。そのほか、別紙参考資料といたしまして、A4判9ページの説明資料を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第48号は、諸般の事情を鑑み、予算決算特別委員会に付託いたします。

予算決算特別委員会は、本会議を休憩いたしますので、その間に速やかに審議を行って
ください。

ただいまより、予算決算特別委員会終了まで休憩といたしますが、審議の会場は2階の
大会議室で行いたいと思います。移動後、速やかに行っていただきたいと願います。

それでは、ただいまより休憩に入ります。

午前10時57分休憩

午後 1時47分再開

議 長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

日程の追加

議 長（山畑祐男君） ここで議事日程を追加したいと思います。配付してあります追加議事日程
のとおり日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認め、日程（第1号）の追加1により会議を進めます。

追加日程第1 委員会議案審査報告（予算決算特別委員会委員長報告）

議 長（山畑祐男君） 追加日程第1、委員会議案審査報告を議題とします。

予算決算特別委員会、小池委員長、報告を求めます。

〔予算決算特別委員長 小池春雄君登壇〕

予算決算特別委員長（小池春雄君） それでは、報告します。

予算決算特別委員会に付託されました議案第48号 令和2年度吉岡町一般会計補正予
算（第2号）について、審査報告を行います。

本補正予算の中で、特に質疑がありましたのがコロナ問題に対する質疑であります。
様々な質疑を受けた中で、特に委員の中から出された意見を取りまとめまして、報告をす
るものであります。

予算執行に関する要望書であります。

令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）の審査において、予算執行等に当たり、
当委員会として下記要望事項を取りまとめました。つきましては、吉岡町長に伝達をして
いただきます。

予算執行等に関する要望事項。

1、緊急経営支援助成金の適用範囲を農業や小規模事業にも反映させることを図られた
い。

- 2、緊急対策支援助成金の条件を緩和し、定額給付型にし、早期の対応を図られたい。
 - 3、子育て支援とし、大学生までを持つ家庭に対し、一律5,000円の学習支援。
 - 4、国からの支援と合わせて、住民に一律1万円の支援を図られたい。
 - 5、支援金の対象を4月27日時点に母子手帳を持っている妊婦も対象にさせていただきたい。
 - 6、以上の早急な対応、コロナ対策として住民の要望を迅速につかみ、早急な対策を強く求めるという6点でありますので、よろしく願いいたします。
- 議案第48号につきましては、全会一致、賛成で可決されました。
- 以上です。

議長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小池委員長、自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

追加日程第2 議案第48号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）

議長（山畑祐男君） 追加日程第2、議案第48号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第48号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第49号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（山畑祐男君） 日程第12、議案第49号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計

補正予算（第1号）を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第49号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億134万1,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては住民課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） それでは、補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、国民健康保険条例の一部改正で説明させていただきました新型コロナウイルス感染症に感染等をした被保険者に対する傷病手当金を支給するための補正予算になります。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。議案書7ページをご覧ください。

歳入、5款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金2節の保険給付費等交付金（特別交付金）特別調整交付金（市町村分）として120万円の増額です。

8ページをご覧ください。歳出になります。

2款保険給付費6項傷病手当金1目傷病手当金18節負担金、補助金及び交付金、新型コロナウイルス感染症傷病手当金120万円の増額です。

補足説明は以上とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第49号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第49号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第13 同意第2号 吉岡町固定資産評価員の選任について

議 長（山畑祐男君） 日程第13、同意第2号 吉岡町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 同意第2号 吉岡町固定資産評価員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

今回同意をお願いする固定資産評価員は、氏名、中澤礼子、住所、生年月日は記載のとおりでございます。

提案理由でございますが、本年4月1日付の人事異動によるものであり、固定資産の評価を所管する税務会計課の課長である中澤礼子氏を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。よろしくご審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 暫時休憩とします。

午後1時57分休憩

午後1時58分再開

議 長（山畑祐男君） 会議を再開します。

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第2号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませ

んか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

同意第2号 吉岡町固定資産評価員の選任についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、同意第2号は原案のとおり可決されました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、令和2年第2回吉岡町議会臨時会の日程を全て終了しました。

町長挨拶

議 長（山畑祐男君） 閉会の前に、町長の発言の申入れを許可いたします。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 第2回議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、議案11件を上程させていただき、可決いただきまして、大変ありがとうございました。厚く御礼申し上げます。議決いただきました新型コロナウイルス対策関連施策等を着実に速やかに進めるとともに、不測の災害への備え等を十分留意しながら町政運営に当たっていきいたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症への対応について、まだまだ予断を許さない状況下であります。また、先ほど来よりいただきましたご意見、ご指摘等を踏まえ、庁内にて協議、検討を重ねて、また議員皆様の情報等をおつなぎすることがあろうかと思われませんが、ご理解、ご協力をお願いするものでございます。

今年は暖冬から寒い春と、体調管理等に戸惑う状況であります。議員皆様には十分ご自愛していただき、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶にさせていただきます。

本日は大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議 長（山畑祐男君） 以上をもちまして、令和2年第2回吉岡町議会臨時会を閉会します。
ご苦労さまでした。

午後2時00分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 山 畑 祐 男

吉岡町議会議員 富 岡 大 志

吉岡町議会議員 金 谷 康 弘